

だい 5 き にし とう きょう し しょう がい ふく し けい かく
第5期西東京市障害福祉計画・

だい 1 き にし とう きょう し しょう がい じ ふく し けい かく
第1期西東京市障害児福祉計画

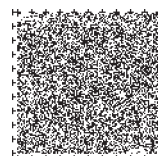
けいかく きかん
計画期間

へいせい ねん ど へいせい ねん ど
平成30年度～平成32年度

がいようばん
概要版



へいせい ねん がつ
平成30年3月
にし とう きょう し
西東京市



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

西東京市では、平成26年3月に「西東京市障害者基本計画」を策定し、障害のある人に対する切れ目のない支援、社会的障壁を取り除くための理解推進等、様々な施策に取り組んでいます。

障害福祉サービス等については、平成18年度より3年を一期とする「障害福祉計画」においてサービス見込み量及びその確保のための方策を定め、その充実に努めています。

この度、「第4期西東京市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」の計画期間の終了にと
もない、法改正によって新たに「障害児福祉計画」の策定が求められていることから、両計画を
一体的に「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」として策定します。

＜西東京市障害者基本計画との関係＞

本計画の実施にあたっては、「西東京市障害者基本計画」と調和を保ちながら、進めていきます。

『西東京市障害者基本計画』 <市町村障害者計画>

- ・ 障害者基本法に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
- ・ 計画期間：平成26年度～平成35年度



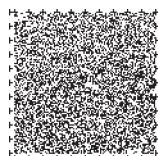
『第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画』

<市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画>

- ・ 3年を一期として定める、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス等の確保に関する計画
- ・ 計画期間：平成30年度～平成32年度

2 計画の期間

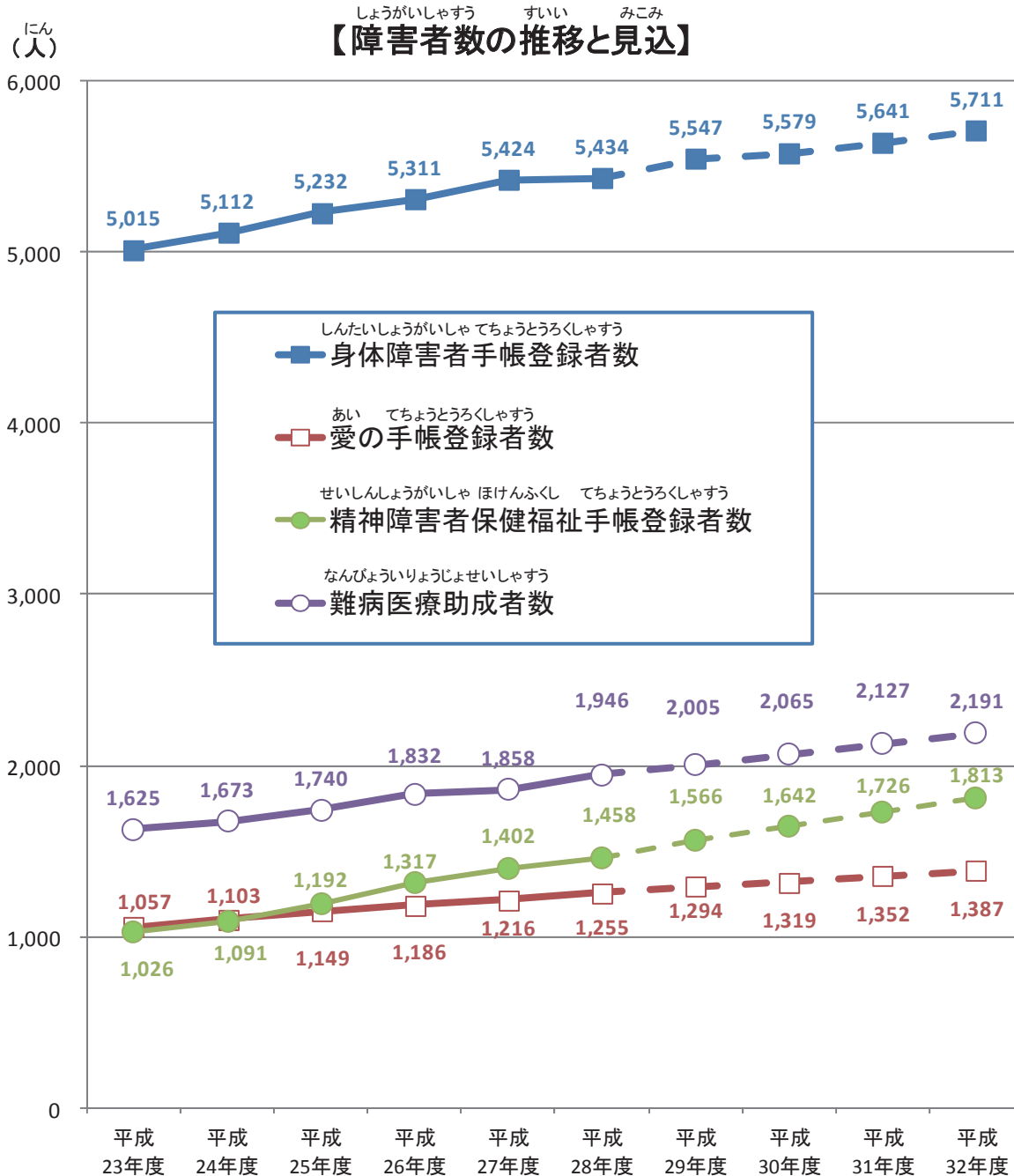
本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。



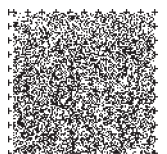
第2章 西東京市の障害者をめぐる現状

1 障害者数の推移等

平成28年度末（平成29年3月31日）時点の障害者数は、身体障害者が5,434人、知的障害者が1,255人、精神障害者が1,458人、難病患者が1,946人となっています。平成23年度以降、障害者数は一貫して増加傾向で推移しており、今後も増加傾向は続くと推測されます。



※難病患者数は平成23年度から平成27年度までは難病患者福祉手当（市制度）受給者数



2 アンケート調査・ヒアリング調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、障害者・障害児等を対象としたアンケート調査、障害福祉サービス事業者等や障害者団体等を対象としたヒアリング調査を実施しました。

<調査結果からの課題>

(1) 社会資源や相談支援機関等に関する情報提供や周知の拡充

利用できる社会資源や障害福祉サービス等、各種の情報提供や周知の拡充について、引き続き取り組んでいく必要があると考えられます。

(2) 利用意向やニーズに対応した、障害福祉サービスの供給量と質の確保

障害種別を問わず、相談支援や、知的障害者における共同生活援助、精神障害者における就労継続支援、児童における短期入所等のサービスの不足状況が指摘されています。また、サービスの量とともに、質の向上にも取り組む必要があります。

(3) 日中活動の支援

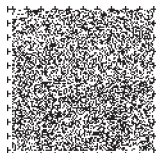
今後、希望する日中の過ごし方として、一般企業での就労や、施設での就労、創作活動等、就学など、多様な希望が挙げられています。これらのニーズに対応し、障害のある人がその人らしく地域で暮らしていけるように、障害福祉サービスの拡充や、各種メニューの確保が必要です。

(4) 障害への理解促進

地域における障害に対する理解を深めていくための交流や取組を推進することが必要です。

(5) 家族や保護者の負担軽減、不安の解消

ピアカウンセリング等の事業や、ショートステイサービスの拡充など、家族や保護者の負担を軽減させるための各種施策や、不安を取り除くことの必要性が指摘されています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 3年間の重点推進項目

アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における検討結果、さらに西東京市障害者基本計画で設定された「10年間の重点推進項目」を踏まえて、次の5つの項目を3年間の重点推進項目として設定しました。

第1期障害児福祉計画の重点項目

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

～早期発見・早期療育体制のさらなる充実を図ります～

重点推進項目2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します～

重点推進項目3 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます～

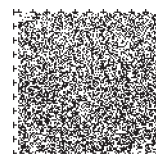
重点推進項目4 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

重点推進項目5 障害者の高齢化への対応

～必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます～

第5期障害福祉計画の重点項目



かくじゅうてんすいしんこうもく こんご ほうこうせい
各重点推進項目における今後の方向性

じゅうてんすいしんこうもく しょうがい こども しえん じゅうじつ
重点推進項目 1 障害のある子どもへの支援の充実

そうきはっけん そうきりょういくたいせい じゅうじつ ほか
～早期発見・早期療育体制のさらなる充実を図ります～

こんご ほうこうせい
今後の方向性

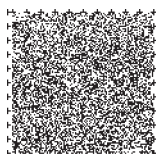
- ◆ じどうはったつしえんとう りょういく じゅうじつ
児童発達支援等の療育の充実
- ◆ いりょうてき じ しえん じゅうじつ
医療的ケア児への支援の充実
- ◆ はったつしょうがい たいおう きょうか
発達障害への対応の強化
- ◆ ほうかごどう しつ こうじょう
放課後等デイサービスの質の向上
- ◆ しょうがいじ ささ かぞく しえん じゅうじつ
障害児を支える家族への支援の充実

じゅうてんすいしんこうもく ちいき あんしん く すいしん
重点推進項目 2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

ちいき あんしん く せいかつかんきょう せいび
～地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します～

こんご ほうこうせい
今後の方向性

- ◆ グループホーム等の地域で生活するための各種サービスの充実
- ◆ しょうがい こども ちいき さんか ほうよう
障害のある子どもの地域への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ◆ がっこうきょういく りかいすいしん
学校教育での理解推進
- ◆ しょうがい しょうがい ひと りかいすいしん
障害や障害のある人への理解推進



じゅうてんすいしんこうもく
重点推進項目 3 相談支援体制の充実

そうだんしえん じょうほうていきょう おこな たいせい せいび すす
～相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます～

こんご ほうこうせい
今後の方向性

- ◆ けいかくそうだんしえん しょうがいじそうだんしえん りょうそくしん
計画相談支援・障害児相談支援の利用促進
- ◆ がた そうだんまどぐちきのう じゅうじつ
ワンストップ型の相談窓口機能の充実
- ◆ なんびょうかんじゃ かそく しえん じゅうじつ
難病患者や家族への支援の充実
- ◆ おとな はったつしょうがい たいおう
大人の発達障害への対応
- ◆ じょうほうていきょう しかた じょうほうていきょう どう くふう
情報提供の仕方、情報提供ツール等の工夫

じゅうてんすいしんこうもく
重点推進項目 4 障害のある人の社会参加の推進

しょうがい ひと にっちゅうかつどう しゅうろう たい しえん じゅうじつ
～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

こんご ほうこうせい
今後の方向性

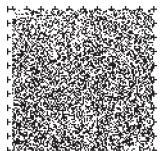
- ◆ いっぱんしゅうろうご ていちゃく しえん
一般就労後の定着への支援
- ◆ たよう はたら かた きんむけいたいとう すいしん
多様な働き方、勤務形態等の推進
- ◆ し とりくみ しょうがいしゃこよう ひろ すいしん
市の取組による障害者雇用の広まりの推進

じゅうてんすいしんこうもく
重点推進項目 5 障害者の高齢化への対応

ひつよう てきせつ りょう すす
～必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます～

こんご ほうこうせい
今後の方向性

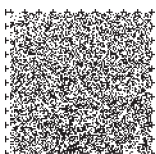
- ◆ しょうがいふくし かいごほけん きんみつ
障害福祉サービスと介護保険サービスとの緊密な
れんけい
連携
- ◆ りょうしゃ こうれいか たいおう きばん こうちく
利用者の高齢化に対応したサービス基盤の構築



2 国の基本指針に基づく成果目標

国の示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）を踏まえ、成果目標を以下の通り設定します。

基本指針	西東京市の目標（平成32年度末） ※主な目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<p>○地域生活移行者数：13人（平成28年度末時点の施設入所者147人の9%）</p> <p>○施設入所者数の削減：3人（平成28年度末時点の施設入所者147人の2%）</p>
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>○保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置：保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討します。</p>
地域生活支援拠点等の整備	<p>○地域生活支援拠点等の整備：泉小学校跡地に建設予定の障害者福祉施設の機能も含め、西東京市における地域生活支援拠点の方向性を定め、平成32年度末までに整備を行います。</p>
福祉施設から一般就労への移行等	<p>○施設利用者のうち一般就労に移行する者の増加：40人（平成28年度の一般就労への移行実績27人の1.5倍）</p> <p>○就労移行支援事業の利用者の増加：8人（平成28年度末における利用者数38人の2割）</p>
障害児支援の提供体制の整備等	<p>○児童発達支援センターの設置：児童発達支援センター設置に必要な諸条件を洗い出し、「こどもの発達センター・ひいらぎ」のセンター化を目指します。</p> <p>○保育所等訪問支援を利用できる体制の構築：平成29年度に試行実施した内容をさらに検証し、事業化に向け取り組むとともに、市内幼児・保育施設に対し、現在実施している独自の訪問支援事業についても、その機会の提供強化に努めます。</p> <p>○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：情報提供等による新規事業者誘致や、既存の事業者との情報交換、働きかけ等のほか、近隣自治体との連携も視野に確保を目指します。</p> <p>○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：医療的ケア児及びその家族支援に向け、相談支援の充実など保健、医療、福祉、保育、教育等が連携するしくみづくりや、関係機関が協議する場の設置の検討を行います。</p>

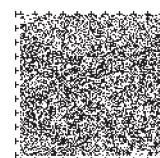


第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

障害福祉サービス、相談支援について、各サービスの見込み量（1か月あたりの利用者数の見込み）を推計しています。情報提供等の支援により、事業者へ新規参入を促すなど、連携してサービスの確保を図ります。

※平成28年度は実績、平成30～32年度は見込み（推計）量（以下同じ）

		平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
訪問系サービス	居宅介護	164人	149人	150人	152人	
	重度訪問介護					
	同行援護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日中活動系サービス	生活介護	292人	301人	306人	312人	
	自立訓練	機能訓練	1人	2人	2人	2人
		生活訓練	11人	10人	11人	11人
	就労移行支援	38人	48人	51人	53人	
	就労継続支援	A型	10人	12人	13人	14人
		B型	390人	407人	424人	442人
	就労定着支援 ※新設	-	2人	5人	10人	
	療養介護	18人	19人	19人	19人	
	短期入所	福祉型	77人	86人	94人	104人
		医療型	9人	9人	9人	9人
居住系サービス	自立生活援助 ※新設	-	1人	2人	2人	
	共同生活援助（グループホーム）	155人	176人	190人	205人	
	施設入所支援	147人	149人	151人	154人	
計画相談支援		152人	139人	162人	186人	
地域相談支援	地域移行支援	0人	2人	2人	2人	
	地域定着支援	0人	2人	2人	2人	



第5章 障害児支援の見込み量と確保策

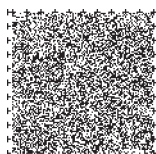
障害児支援について、各サービスの見込み量を推計しています。事業者に新規参入を促すとともに、東京都や関係機関との情報交換を進めながらサービスの確保を図ります。

		平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児通所支援	児童発達支援	150人	145人	150人	156人
	放課後等デイサービス	327人	359人	417人	476人
	保育所等訪問支援	0人	2人	2人	2人
	医療型児童発達支援	1人	2人	2人	2人
	居宅訪問型児童発達支援 ※新設	-	0人	2人	2人
障害児相談支援		45人	76人	91人	106人

第6章 地域生活支援事業の見込み量と取組の方向

地域生活支援事業について、年間の見込み量を以下の通り推計しています。事業者や市民の協力を得ながらサービスの確保を進めます。

	平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	309人	330人	342人	354人
地域活動支援センター	293人	310人	310人	310人
手話通訳者派遣事業	25人	25人	25人	26人
要約筆記者派遣事業	7人	11人	12人	12人
在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業	6人	7人	7人	7人
日中一時支援事業	92人	91人	92人	91人
生活サポート事業	24人	28人	30人	32人
障害者スポーツ支援事業	48人	59人	62人	66人



第7章 障害福祉計画の着実な推進に向けて

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

- 障害福祉サービスの利用を希望する人に対して適切な情報を提供する案内役として、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所のサービス提供体制を拡充していくとともに、初めに困った時にまず対応できる、ワンストップ型の相談窓口（「基幹相談支援センター」、「相談支援センター・えぽっく」）の周知に引き続き取り組みます。
- 障害福祉サービス事業所等の充実に向け、引き続き、民間のサービス事業者に対して情報提供等を行い、市内への新規参入を誘致するなど、量的拡大を図っていきます。
- サービス量の確保と並行し、サービスの質の担保にも取り組みます（特に、事業所数が近年急速に拡大してきた放課後等デイサービス等）。また、事業所間の情報交換を促し、事業所同士による連携等の動きにつなげていくため、事業所間の連絡会の設置等を検討していきます。

2 PDCA サイクルによる進捗管理

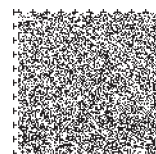
- 地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクルに基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

3 障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保

- 平成26年7月に障害関係事業所連絡会を発足させ、事業者が相互に連携する基盤の整備を進めています。今後は会議の定例化を図り、密接な連携によるサービス等の質の向上を目指します。
- 第三者評価制度の周知や補助制度の活用による受審経費の助成等、第三者評価制度が積極的に活用されるよう支援します。

4 市民の理解と協働の推進

- 「障害者週間」に関連したイベントや、各種の講演会などを開催し、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供します。また、ヘルプカードやヘルプマーク、障害者サポーター等、障害や障害者に対する理解を深める取組を行っています。これらの取組を通して、理解を深めながら、市民が障害者福祉の施策に関する議論等に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。





西東京市マスコットキャラクター
「いこいな」
©シンエイ/西東京市



西東京市

だい き にしとうきょうししょうがいふくしけいかく
第5期西東京市障害福祉計画・

だい き にしとうきょうししょうがいじふくしけいかく
第1期西東京市障害児福祉計画

がいようばん
【概要版】

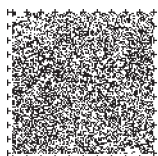
へいせい ねん がつ
平成30年3月

はっこう にしとうきょうしけんこうふくしふしょうがいふくしか
発行 西東京市健康福祉部障害福祉課

〒202-8555

とうきょうとにしとうきょうしなかまちいちちょうめ ばん ごう
東京都西東京市中町一丁目5番1号

でんわ だいひょう
電話 042-464-1311 (代表)



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

